

# 戸籍総合システム共同利用参加事業 説明資料

令和2年8月

住民生活課住民係

## 1 戸籍とは

戸籍とは、人の出生から死亡に至るまでの身分関係（出生、婚姻、離婚、死亡、親族関係など）を登録・公証するもので、日本国民について編製され、日本国籍を公証する唯一の制度です。

現在の戸籍は、原則として1組の夫婦及びその夫婦と同じ氏の未婚の子を単位に編製されています。

戸籍は、戸籍法に基づく届出により記載され、本籍地の市区町村役場に保管されます。

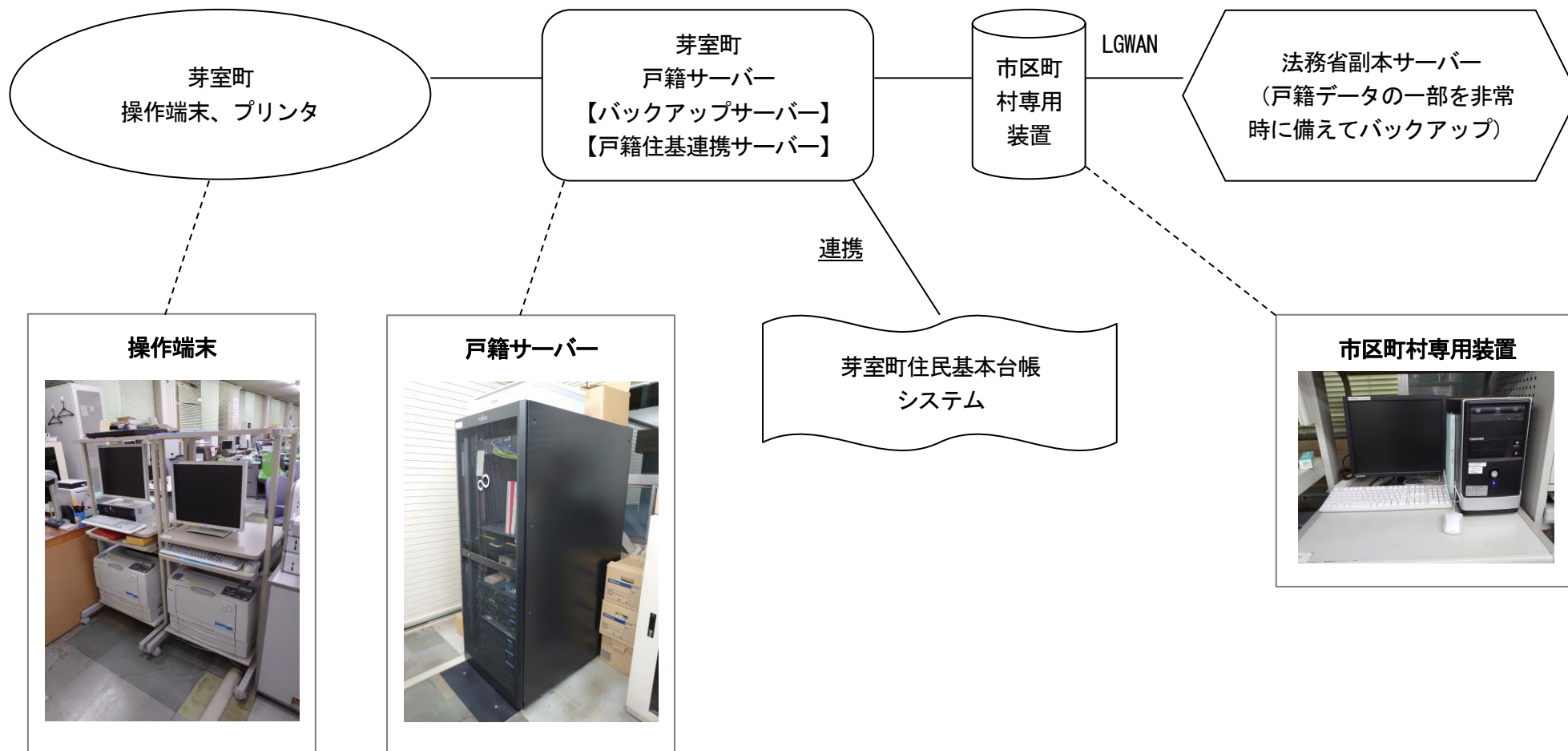
戸籍事務は市区町村において処理されますが、戸籍事務が、全国統一的に適正かつ円滑に処理されるよう国（法務局長、地方法務局長）による助言・勧告・指示等が行われています。

## 2 戸籍事務の変遷

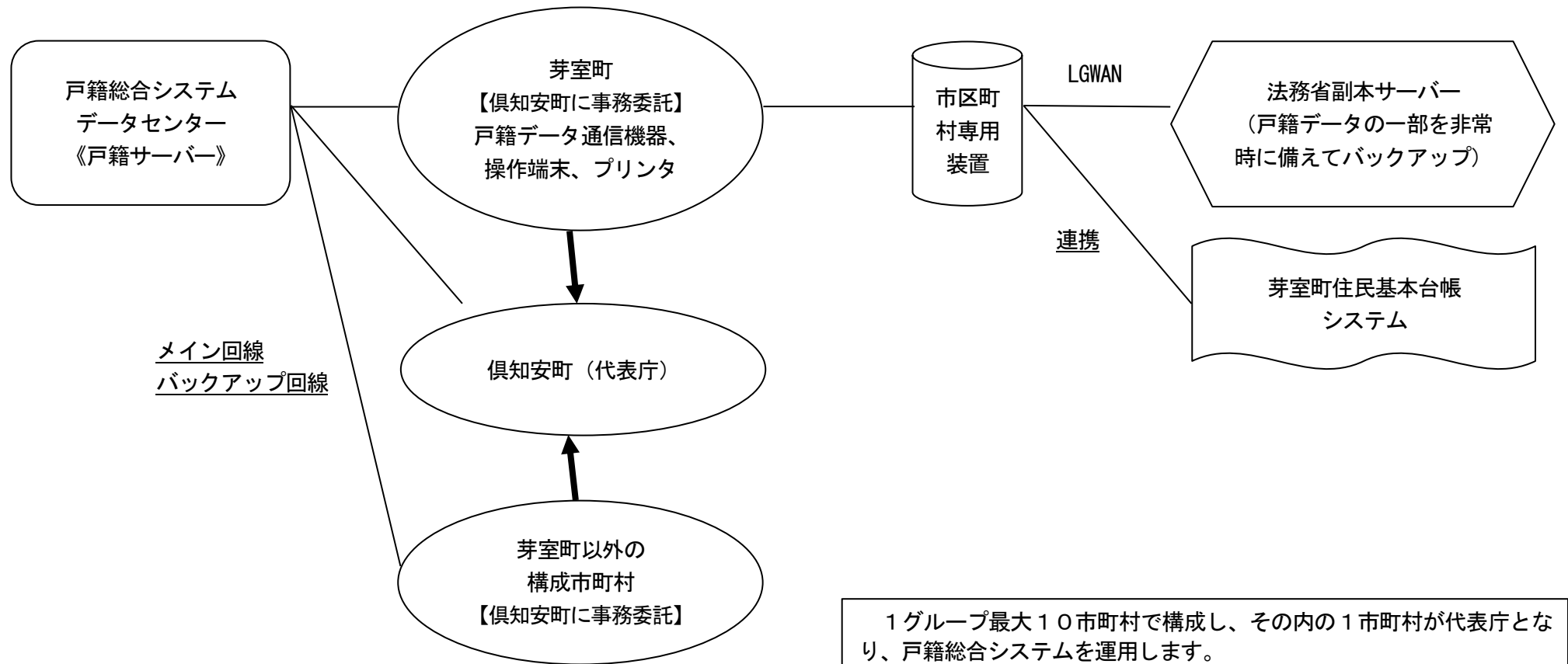
- 戸籍法（昭和22年法律第224号）は、「国民各人の身分関係を公証する公正証書」である戸籍に関する制度について定めている法律です。
- 昭和22年に民法が全面改正され、封建的な家制度を前提とした制度から、個人の尊厳と両性の本質的平等に基づく制度に改められました。（戸主とその家族ごとに作成されていましたが、夫婦とその子の単位で作成されることになりました。）
- 平成6年の法改正により、コンピュータを使用して戸籍事務を取り扱うことになりました。芽室町では、平成21年2月16日から、戸籍事務がコンピュータ化しました。
- 平成19年の法改正により、戸籍の公開制度の在り方が見直され、他人の戸籍謄本等の請求が制限されるようになりました。
- 平成25年に戸籍副本データ管理システム（※）が導入され、法務省において戸籍の副本（戸籍データの一部）を管理することになりました。  
※平成25年に東日本大震災での被災を契機に構築

### 3 戸籍事務のコンピュータ化による情報の流れ

#### ■現在



■戸籍システム共同利用後



1グループ最大10市町村で構成し、その内の1市町村が代表庁となり、戸籍総合システムを運用します。  
 代表庁以外の構成市町村は、戸籍に関する業務の一部を代表庁に委託します。  
 代表庁は、日次でバックアップの確認や、年次でシステムバージョンアップ作業などを行います。

#### 4 芽室町の戸籍管理状況

○令和2年3月31日現在

本籍数 7,692件  
 本籍人口数 18,863人  
 改製原戸籍件数 9,678件  
 除籍件数 12,065件

○令和元年度 届出事件数

単位：件

種類	出生	認知	養子縁組	養子離縁	婚姻	離婚	法77条の2	後見、後見監督	死亡	失踪	復氏	
件数	136	1	11	3	191	45	27	0	253	1	0	
種類	婚姻関係終了	入籍	分籍	氏の変更	名の変更	転籍	訂正、更正	追完	不受理申出	帰化	その他	合計
件数	0	43	6	2	0	129	19	0	3	0	3	873

○令和元年度 戸籍謄抄本、除籍・改製原戸籍謄抄本及び戸籍の附票の交付部数

種別	戸籍謄抄本	除籍及び 改製原戸籍謄抄本	戸籍の附票	合計	手数料収入
一般請求 (第三者請求含む。)	2,631部	1,688部	326部	4,645部	2,515,150円
公用請求 (芽室町役場内含む。)	443部	710部	568部	1,721部	
合計	3,074部	2,398部	894部	6,366部	2,515,150円

## 5 戸籍システムの共同利用とは

北海道自治体情報システム協議会が運用しているシステムの内、戸籍システムの「共同利用」に参加し、戸籍データについて、外部のデータセンター（札幌市にある北海道総合通信網株のデータセンター）に保管し、維持管理及び運用するとともに、システム管理の一部業務を、「共同利用」構成市町村の代表庁（芽室町→倶知安町）に委託するものです。

※「共同利用」戸籍システムは、1つのシステム（サーバー）を、最大10市町村で利用するもので、その中の1市町村が代表庁となって運用するものです。

令和2年7月31日現在（予定） 戸籍システムを共同利用しているグループが3つ構成されています。

No.	構成	市町村名（第1グループ）	市町村名（第2グループ）	市町村名（第3グループ）
1	代表庁	倶知安町	蘭越町	仁木町
2	構成市町村	真狩村	むかわ町	えりも町
3		島牧村	佐呂間町	西興部村
4		泊村	寿都町	三笠市
5		共和町	置戸町	東神楽町
6		芽室町（予定）	新得町	上川町
7		鹿追町（予定）	ニセコ町	標茶町
8			東川町	中富良野町
9			愛別町	更別村（予定）
10			陸別町	羅臼町（予定）

### ○北海道自治体情報システム協議会とは

自治体が行政用コンピュータシステムを単独で開発することは、資金面・技術面・人材面・情報面などの点で困難であるため、共同で開発し、共同で管理すべく、12の自治体が「北海道行政システム共同利用会議」を昭和63年4月に設立し、その後、組織が拡大するとともに、市町村行政の情報化がますます求められたことから、北海道町村会特定地域事業の推進を図る「北海道自治体情報システム協議会」が平成7年4月に設立されました。

令和元年11月末日現在、北海道内の47市町村1行政組合で構成され、自治体に必要なソフトウェア・ハードウェアの共同運用、共同開発、共同負担を理念とし、総合的な行政情報システムの運用経費削減だけでなく、情報化を推進する組織になっています。

## 6 戸籍システム共同利用の特徴

- 戸籍システム更新の際の費用が、サーバー等の共同利用によって削減されます。
- 戸籍サーバーの管理を行うデータセンターについては、停電及び災害対策として、UPS（無停電電源装置）、自家発電装置が設置されており、また、耐震構造、制振構造、免震構造で、耐火区画を有しており、煙検知装置やガス消火器が設置されており、非常に高い安全性を確保しています。
- セキュリティ対策として、入退室管理、対人認証、ICカード認証、生体認証、監視カメラ及び施錠などが実施されており、強固かつ安全な管理がされています。
- 戸籍サーバーを共同利用するため、役場庁舎内に設置していたシステム機器が減少することによって省スペース化が図られます。
- 戸籍データのバックアップ確認（日次作業）、システムバージョンアップ（年次作業）については、代表庁の担当職員が行うことにより、作業軽減効果が見込まれます。

## 7 戸籍システム 自庁設置と共同利用のコスト比較（5年間）

### (1) 現行と同様の方法でシステム更新した場合（戸籍サーバー自庁設置）

戸籍システム機器等賃借料	22,110,000円
戸籍システム保守点検委託料	18,070,800円
合計	40,180,800円

### (2) 共同利用によるシステム更新の場合

協議会負担金（保守点検委託料含む。）	31,275,000円
戸籍システム機器等 使用料・賃借料	6,043,980円
合計	37,318,980円

### (3) コスト比較

差引 2,861,820円の減額

## 8 戸籍システム共同利用に伴う契約等

共同利用に係る費用	予算科目・支出内容	手続き	申込・契約先及び支出先（予定）
システム機器保守点検、サーバー使用料等 （システム更新費用含む。）	18節 負担金補助及び交付金 「共同利用参加負担金」	関連システム 導入申込	北海道自治体情報システム協議会
システム機器等使用料 （操作端末、プリンター、通信機器等）	13節 使用料及び賃借料 「システム機器賃借料」	賃貸借契約締結	富士ゼロックシステムサービス(株)公共事業本部北海道支店



## 9 戸籍システム共同利用化のスケジュール（予定）

年 月	項 目	備 考
令和元年 11月	令和2年度予算要求	
令和2年 3月	町議会 令和2年度予算提案・議決	
令和2年 4月	北海道自治体情報システム協議会に関連システム導入（共同利用）申込	
	主要事業の推進に係る意見交換（庁内）	
令和2年 8月	町議会 厚生文教常任委員会説明	
令和2年 9月	町議会 「戸籍に係る電子情報処理組織の事務委託」提案（代表庁と同時） 根拠法令：地方自治法第252条の14第1項 地方自治法第252条の14第3項 地方自治法第252条の2の2第3項	
	戸籍総合システム機器賃貸借契約締結（操作端末、プリンター及び通信機器等）	
	北海道（十勝総合振興局）に「事務委託届出」	
	「市区町村専用装置」設定調査票提出	
令和2年 12月	通信テスト	
令和3年 1月	戸籍総合システム 共同利用開始	
	釧路地方法務局帯広支局に「戸籍事務改善等報告」	

○議会への提案

普通地方公共団体は、地方自治法第252の14の規定により、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長をして管理し及び執行させることができるものとしています。

なお、この協議にあたっては、同法第252条の2の2第3項の規定により、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないとなっています。このことから、令和2年9月議会定例会において、「戸籍に係る電子情報処理組織の事務委託」について提案するものです。

●地方自治法（抜粋）

（協議会の設置）

第252条の2の2	条 文
第1項	普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。
第2項	普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。
第3項	第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。
第4項	公益上必要がある場合においては、都道府県の加入するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができる。

（事務の委託）

第252の14	条 文
第1項	普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。
第2項	前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。
第3項	第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

## 10 戸籍システムの将来展望

戸籍法の一部を改正する法律が令和元年5月31日に公布され、令和6年度（公布から5年以内）からの運用開始が想定されています。

No.	改 正 事 項
1	自分や父母等の戸籍について、本籍地の市区町村以外の市町村窓口でも、戸籍謄抄本の請求が可能になる予定です。
2	本籍地以外の市区町村において、新システムを利用して本籍地以外の市区町村のデータを参照できるようにし、戸籍の届出における戸籍謄抄本の添付が不要になる予定です。
3	<p>社会保障手続きにおいて、従来の戸籍謄抄本による戸籍情報の証明手段に加え、マイナンバー制度のために作られた情報提供ネットワークを通じて戸籍関係情報を確認する手段も提供可能になる予定です。（行政機関の間では、マイナンバー自体のやりとりは行われぬ。）</p> <p><b>【具体例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童扶養手当の支給事務における続柄・死亡の事実・婚姻歴の確認</li> <li>・ 国民年金の第3号被保険者（厚生年金被保険者に扶養される配偶者など）の資格取得事務における婚姻歴の確認</li> <li>・ 健康保険の被保険者の認定事務における続柄の確認</li> <li>・ 奨学金の返還免除事務における死亡の事実の確認</li> </ul> <p>※ケースによっては、引き続き戸籍謄抄本の添付が必要な場合があります。</p>
4	<p>住民基本台帳法の改正により、戸籍の附票に、氏名・住所・性別・生年月日及び住民票コードが記載されます。（現在は、氏名及び住所を記載。）</p> <p>住民票ではなく、「戸籍の附票」を認証基盤にすることによって、国外転出者（日本国籍）に対して、個人番号カード（電子証明書）の交付が可能となり、官民における手続きのオンライン化が推進される予定です。</p>

また、戸籍システムについては、戸籍情報の「クラウド化（ベンダーによるサーバーの管理）」が法務省から許可され、ベンダーからパッケージとして、令和2年度には提供される模様ですが、現在の情報では、「自庁設置」による戸籍システムより高額になるとの情報を得ています。

芽室町においては、令和2年度に、「共同利用」により戸籍システムの更新を行いますが、今後、「クラウド化」によるシステム更新等について、戸籍情報管理の安全性・効率性やコスト面を考慮し、検討して参ります。